

令和 5 年 6 月 19 日現在

機関番号：37404

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K14141

研究課題名（和文）日本近代の教育と罰をめぐる制度・言説・実践の歴史社会学

研究課題名（英文）Historical Sociology of Institution, Discourse, and Practice on Education and Punishment in Modern Japan

研究代表者

水谷 智彦（Mizutani, Tomohiko）

尚絅大学・生活科学部・講師

研究者番号：00791427

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は日本の近代学校における子どもへの罰の構成過程を制度、言説、実践の3つの水準から解明することを目指したものである。研究期間内には退学や停学といった罰が、学校秩序を形成、維持するための儀礼としての意味をもつことを明らかにした。また、学級のなかでおこなわれる叱責が降格儀礼としての意味をもち、教室内の規範や違反事項とは何かを確認することで、生徒たちの集団性を高める機能を担わされていたことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、これまで社会学的な視点からの研究がなされてこなかった、近代学校成立期における罰の構成過程を探究するという独自性をもつものである。とりわけ、学校において日常的におこなわれている叱責や罰が、学校秩序や学級集団の形成、あるいは教師の権威性の確立といった点でいかなる機能を果たしてきたのかを問う契機となる研究と考えられる。また児童という存在を学校がいかにまなざし、処遇してきたのかという点において新たな知見を提供できたと考える。

研究成果の概要（英文）：This study aimed to elucidate the constitutive process of punishment for children in modern Japanese schools from three levels: institutional, discursive, and practical. During the course of the study, it became clear that punishments such as expulsion and suspension had a meaning as rituals to form and maintain school order. We also found that reprimands in the classroom had a meaning as a demotion ritual, and that they functioned to enhance the students' collectivity by confirming what the norms and violations were in the classroom.

研究分野：教育社会学

キーワード：罰 規律 学校 校則 訓練 教師 個性 児童

## 1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初の学術的な背景としてまず挙げられるのは、子どもという存在や教育の営みを普遍的なものではなく、社会・歴史的な制度や人々の関心によって構築されたものとみなし、その構築過程を明らかにしようとする教育の社会史研究や、教育言説の歴史研究である。その嚆矢には規律・訓練という概念を用いて近代社会の人間管理のあり方を示したミシェル・フーコーの研究や、「近代的孩子」概念の問い直しをしたフィリップ・アリエス、「若者」「青年」に焦点を当て、彼ら自身の生活と社会統制の在りようの双方向からアプローチをしたジョン・R・ギリスが挙げられる。

またもう一つの学術的背景として挙げられるのは資料を丹念に読み解き、日本社会における学校教育の定着過程を解明しようとする教育史あるいは教育社会学研究である。たとえば土方苑子による戦前期日本の就学率の再検討や、壮丁教育調査を用いて識字率変動パターンの地域間比較をおこなった清川郁子の研究が挙げられる。さらに学校の近代性を装置、言説、日常行動の三層から鋭く指摘した森重雄の研究は、本研究課題の関心と重なる部分が多い。

上記のような歴史社会学研究の蓄積を背景に、学校における罰の構成過程の解明を開始するにいたった。とりわけ、学校での罰に関する歴史研究はないわけではないが、社会学的な視点からの研究は、管見の限り見当たらない。

国内においてはたとえば、学校における罰に着目した研究には飛鳥井(1986)が存在する。飛鳥井は豊富な学校資料を用いて戦前期の懲戒規定を詳しく論じているが、懲戒の理論的な位置付けはなく、その歴史の意味も問っていない。また学校規則・罰則、および学校管理法書を用いた研究に松野(1986)がある。松野は児童の管理という側面から史料を読み解くが、近代社会のなかの学校や教育言説のもつ意味を解明する目的はなく、飛鳥井と同様にその歴史性を明らかにしてはいない。他には宮田(1961)が管理法書のなかの discipline 概念を丹念に読み解き、当時の教育理論の変遷を追っているが、そうした教育理論が当時の教師たちの意識や、実践にいかにか浸透したのかという視点は持ち得ていない。総じて国内の学校における罰の歴史研究は断片的なものであり、理論的に位置づけられていない。

国外に目を転じれば、本研究に先述したミシェル・フーコーの『監獄の誕生』は、処罰の社会・歴史性を論じた重要な先行研究である。フーコーの視点を活かした教育研究としてステューブン・J・ポール編『フーコーと教育 知=権力 の解読』(1999)があるが、これは学校教育に関わる様々なトピックに目を向ける著作集であり、教師の権力性に着目した論稿もあるが、学校での罰の総体的・体系的把握を目指したものではない。

本研究は学校における罰の成立と展開を理論的に位置づけながら追うことで、体系的に罰の意味を解明しようとする点で、従来にはない研究として位置づけられる。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、周縁的な存在である子どもを罰するという社会存立の基盤を引き受けている近代学校は、なぜ他でもない現在のような形で児童生徒指導をおこなっているのかを解明することにある。このことを問い直すために、後述するように教師が子どもを罰することがいかに制度化され、人々に語られ、実践されてきたのかを資料に即して跡づけるという方法を採用した。本研究は日本の近代学校成立期における罰の諸相を探究することで、近代教育の営みが日本社会に定着する過程の解明を目指したものと言い換えることができる。

以上の目的をもつ本研究は、学校における罰に対して制度・言説・実践の三つの水準からアプローチする点で独創性をもつものである。第一に、制度的な水準であるが、これは学校規則とそれとともに罰則の制定過程の検討によりおこなう。すなわち児童が守るべきルール、規則違反者への罰、罰の執行者等々が制定されていく過程を検討することにより、学校における処罰の制度化プロセスの諸相を追うことが、この水準の主な課題である。

第二に、言説の水準における罰である。明治前期には、当時の教育知識の担い手たちにより執筆、出版され師範学校教科書として普及した教員向けマニュアル「学校管理法書」のなかで罰の意味が論じられた。そのなかで、たとえば罰の目的は学校の秩序維持のためなのか、児童の矯正のためなのか、あるいは罰の対象は逸脱行為なのか、それとも逸脱者なのかという議論、さらには児童のどのような性質を矯正すべきか等々の議論がなされた。こうした議論のなかで、いかなる罰の語り方が教育界のなかで優勢なものとして定着したのかを追うことがこの水準の課題である。

第三に実践の水準である。この水準では「懲戒簿」や「個性調査簿」といった実際に記録された学校表簿を用いて、現場の教師たちが児童のどのような行為や性質を問題視し、いかなる罰を与え、矯正しようとしたのかを明らかにする。また、この実践と言説の水準を併せて検討することにより、言説に規定された実践、あるいは言説に規定されない実践の諸相を解明できると考える。

上記の3点を有機的に関連させつつ探究することで、学校における罰の成立過程の総体的把握を試みる。この試みをとおして、児童に罰を与える教師の権力性、罰すべき児童という存在がいかに定義されてきたのかを問えると同時に、教師が実践のなかでいかに児童をまなざし

ていたのかを解明できると思われる。

### 3. 研究の方法

研究期間中の具体的な研究は以下の(1)～(3)になる。研究方法は対象とする資料により異なるため、(1)～(3)のそれぞれについて記述する。

#### (1) 「学校管理法書」の罰にみる教師の権力性および教師 - 生徒関係

明治期に出版された「学校管理法書」に記された罰の方法を分析し、教師像の解明を試みる。「管理法書」から教師がいかなる方法を用いて児童を罰すべきと要請されたのかを読みとることで、理念的な教師の権力性や生徒との関係性が明らかにできると思われる。罰の方法の分析には、デュルケムの集合意識論やガーフィンケルの降格儀礼等の機能主義的処罰論を分析枠組みとして用い、教師の罰を読み解く。

また罰の方法がもつ意味を解明するためには、児童のクラス編制原理やその実態を押さえる必要がある。明治前期のクラス編制原理は子どもの学力を基準にした等級制から、人数を基準にした学級制は1891(明治24)年へと変化し、1900(明治33)年の第3次小学校令以降に学年学級制が整う。学級編制の形態によって適する処罰の方法が異なることが予想される。このように集団の性質の変容と罰の方法の分析を関連させつつ研究を進める。

#### (2) 「個性調査簿」の訓練の記述にみる教師の児童観

明治後期から大正期に作成された「個性調査簿」から、教師がいかなる言葉で児童の問題行動やそれを引き起こす性質、その対応の在り方を記したのかに着目し、当時の教師の児童観の抽出を試みる。「個性調査簿(以下、調査簿)」は、児童の学業成績や操行・性質のみならず、保護者職業、家庭状況、家庭教育や保護者の希望等が児童の「個性」として記録され、それを踏まえて矯正すべき事項や訓練の方法が記された表簿である。

この「調査簿」の記述は、現代の児童の成長の記録とは異なる様相を帯びており、たとえば大正期に愛媛県内小学校で作成された「調査簿」の一種と考えられる「人別表」では、矯正すべき事項として「天性痴鈍」「言語不明瞭」「鼻汁」「不清潔」という言葉が用いられ、現代とは異なる児童についての記述パターンがあるように思われる。以上より、教師が児童を説明する言葉やその使用の歴史性を明らかにし、当時の教師の児童観と教育実践を読み解く。

#### (3) 優等生 / 劣等生を区別する概念およびその実践

学校において児童を罰すること、訓練することは一方で優秀な児童 / 劣等な児童、あるいは正常な児童 / 異常な児童という分類基準を作り上げ、児童を選別することになったと思われる。

明治後期より教育雑誌をはじめとした教育メディアのなかで、優秀 / 劣等児、正常 / 異常児を区別する議論がみられるようになり、実際に低能児教育施設が作られ運営され始める。以上のような児童を区別する概念は、当時の教育言説上においていかに用いられていたのか。さらには、それらの概念を当時の教師たちはどのように用いていたのか。明治後期から大正、昭和初期にかけての教育学書および教育雑誌とともに、学校に残る一次史料を併せて読み解くことで、児童を分類する概念とその実践の様相を解明する。

### 4. 研究成果

#### (1) 2019年度

研究実施計画に基づき、明治期「学校管理法書」中の罰の方法とその効果を分析し、罰の類型化を試み論文化した。分析にはガーフィンケルの降格儀礼を用いた。分析の結果、学校の罰が降格儀礼としての性質をもつことが明らかになった、降格儀礼とは、規範に背いた個人の地位を降格するとともに、傍観者としてその場に参与する人々が規範を確認する儀礼である。また学校での降格儀礼はいくつかに類型化でき、1880年代には自由刑型降格儀礼とみせしめ型降格儀礼、1890年代以降には未来志向型降格儀礼と個別的な自己規律化の儀式という類型が抽出できた。またそれらの類型が成立した背景として、80年代には学校を知らない人びとに教室での規範を知らしめる必要があったこと、90年代には、自律主義の思想にもとづき、個人を自発的に服従させる方法が発見された可能性があることを論じた。

「個性調査簿」から教師の児童観を解明するための予備的研究として、大正期に実施された「個性調査」の一種である「人別表」の分析をおこない、論文化した。「人別表」内の「訓練の状況」の記述を、テキストマイニングを用いて整理し、教師の記述の傾向性を明らかにした。分析から教師の記述には「従順」「学業熱心」「稍」「性質高評価」「授業中の悪い態度」「性質低評価(1)内向的」「同上・同前」「姿勢悪い」「欠席多い」「性質低評価(2)反抗的」の10個のパターンがあり、これらと学業成績や貧富の程度のあいだには関連性が示された。

#### (2) 2020年度

日本の近代学校成立期にアメリカ・イギリスから導入された学校管理論に着目し、教師による生徒への懲戒の方法やその効果がいかに論じられたのかを明らかにし学会報告をおこなった。その結果、英米の管理論では、それぞれ懲戒に期待される効果や方法が異なることがわかり、また日本は双方の懲戒論を摂取しながら、独自の処罰論を構成していた可能性が示された。

日本の近代学校成立期にアメリカ・イギリスから導入された学校管理論に着目し、校則の原理原則がいかに論じられたのかを明らかにしようと試み、学会報告をおこなった。その結果、アメリカでは校則を法に見立て、生徒の権利義務を定める考え方が見られたのに対して、イギリスでは生徒の権利義務ではなく、教授の遂行に必要なルールのみを校則にすべきだという議論が見られた。その日本への影響について、仮説を示した。

### (3) 2021 年度

明治期「学校管理法書」の停学と退学処分に関する記述から、同書の著者らが、いかに近代学校秩序を創出、維持すべきと論じたのかを解明しようと試み論文化した。この作業から、停学には、学校に所属すべき児童とはどういう者かを他の児童らに認識させる機能が、退学には、矯正不可能な児童の存在を周知せずには追放することで、学校教育が前提とする個人の変容可能性という信念を維持する機能が与えられていたことが明らかとなった。

日本の近代学校成立期に米国から導入された生徒の懲戒方法に関する議論に着目し、それが日本の懲戒方法論の形成に及ぼした影響を考察し、学会報告をおこなった。その結果、米国の懲戒論のなかに記された罰の原理や方法を、日本は積極的に受容していたことが明らかとなった。受容したものの一つは、罪刑法定主義的な罰の原理であり、もう一つは集団と個の関わりを利用した罰の方法である。ただし、この2つは同時期に受容されたわけではなく、罪刑法定主義原理のほうが早く受容されていた。このことは、当時において教師の処罰権の確立が最優先課題だったことを示すとともに、生徒集団をいかに管理するかという問題は、教師の処罰権の確立後に実践的な課題として現われたことを示しているという仮説を立てた。

日本の学校制度成立期における児童を罰する制度の形成および罰の言説編成に関する研究を整理し、本研究が教育の歴史社会学研究にもたらす知見とは何かを考察し、学会報告をおこなった。先行研究では、児童への罰は体罰や校則問題、管理教育の問題のなかで論じられることがほとんどであり、罰がもつ児童集団の形成機能や学校秩序の形成機能には焦点が当てられてこなかった。本研究は、罰の社会学的理論をとおして児童に与えられる罰の制度や言説をみることで、近代学校の成立過程をみるというオリジナリティをもっており、その点で教育の歴史社会学的研究としての学術的意義をもつものと位置づけた。

### (4) 2022 年度

令和4年度は、日本の近代学校成立期にアメリカ・イギリスから導入された学校管理論に着目し、校則の原理原則がいかに論じられたのか、生徒の懲戒方法がいかに論じられたのかを分析し、論文を執筆した。校則論については、アメリカでは校則を法に見立て生徒の権利義務を定める考え方が見られたのに対して、イギリスでは生徒の権利義務ではなく、教授の遂行に必要なルールのみを校則にすべきだという議論が見られた。懲戒方法については、米国の懲戒論のなかに記された罰の原理や方法を、日本は積極的に受容していたことが明らかとなった。受容したものの一つは、罪刑法定主義的な罰の原理であり、もう一つは集団と個の関わりを利用した罰の方法である。

また業績としてまとめられてはいないが、学校での子どもへの罰がもつ意味を問い直すため、処罰と人間形成、および社会秩序に関わる社会学理論を整理し、分析視点として精緻化することを目指した理論研究を開始した。学校教育と子どもへの罰の関連性についての理論研究は、エミール・デュルケム『道徳教育論』にはじまり、ミシェル・フーコー『監獄の誕生』、パーガー＝ルックマン『現実の社会的構成』などで展開されてきた。しかし、これらの視点を整理統合し、学校における子どもへの罰とは何かを理論的に探究した研究は管見の限り見当たらない。そのため、これらの社会学的理論を体系的に整理し、学校での罰を問い直す必要があると考えられる。この理論研究の成果は、2023 年度中に提出予定の博士論文のひとつの章としてまとめる予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 水谷 智彦	4. 巻 88
2. 論文標題 停学と退学の罰からみる日本近代学校秩序の創出と維持	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 教育学研究	6. 最初と最後の頁 211～222
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11555/kyoiku.88.2_211	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 水谷智彦	4. 巻 63
2. 論文標題 生徒集団を管理する罰の諸類型 「学校管理法書」中の罰の方法とその効果の分析から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立教大学教育学科研究年報	6. 最初と最後の頁 139-152
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 水谷智彦
2. 発表標題 日本近代における生徒の懲戒方法論の形成過程－明治期の米国学校管理論の受容に焦点化して
3. 学会等名 日本教育社会学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 水谷智彦
2. 発表標題 日本近代の教育と罰をめぐる歴史社会学研究の目的と意義
3. 学会等名 日本教育学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 水谷智彦
2. 発表標題 生徒の懲戒方法の効果と意義に関する言説の歴史研究 明治期「学校管理法書」中の罰に着目して
3. 学会等名 日本教育学会第79回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 水谷智彦
2. 発表標題 校則がもつ意味とその社会的役割の考察－明治期の学校管理論に着目して－
3. 学会等名 日本教育社会学会第72回大会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

水谷智彦, 2019「矯正すべき児童へのまなざし - 大正期愛媛県内小学校『人別表』のテキストマイニングを用いた分析 - 」『2018-2022年度科学研究費補助金基盤研究(B) 18H00990 研究代表者: 北澤毅、2017-2022年度科学研究費補助金基盤研究(C) 17K04712 研究代表者: 有本真紀 中間報告書 学校的社会化の歴史と現在 「児童になる」とはどのようなことか』 pp.145-155

水谷智彦, 2023「日本近代における生徒の懲戒方法論の形成過程: 明治期の英米学校管理論の受容に焦点化して」『2018-22年度科学研究補助金基盤研究(B) 課題番号: 18H00990 研究代表者: 北澤毅、2017-23年度科学研究費補助金基盤研究(C) 課題番号: 17K04712 研究代表者: 有本真紀 研究成果報告書学校的社会化の歴史と現在2 - 「児童」と「学校」の再帰性』 pp.23-36

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------